

高齢社会の課題に対する取り組みの推進に関する連携協定書

吉野川市（以下「甲」という。）、社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団総合リハビリテーションセンター福祉のまちづくり研究所（以下「乙」という。）及び、吉野川市総合型地域スポーツクラブおえっこスポーツクラブ（以下「丙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 高齢社会の課題に対する取り組みの推進に関して相互に協力し、高齢者の健康長寿の実現に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲、乙及び丙の三者（以下「三者」という。）は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1） 高齢者の健康長寿を実現するための機器開発や仕組みづくりに関すること
 - ア フレイル評価椅子等を活用した身体機能の実態把握
 - イ フレイル評価椅子の市民への啓発、普及
 - ウ 健康長寿に関する調査・研究事業
- （2） その他、三者が協議して必要と認める事項に関すること
事業の企画・実施について意見交換、助言等

（秘密保持）

第3条 三者は、本協定に基づく連携により相手方から受領した秘密情報について、第三者に開示又は漏洩をしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りでない。

2 三者は、本協定が次条に定める期間の満了後も、前項に規定する義務を負う。

（期間）

第4条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。
ただし、この協定書の有効期間満了日の1か月前までに、三者のいずれから改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 この協定書に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、三者が協議のうえ定める。

本協定の証として本協定書を3通作成し、三者はそれぞれ署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和6年5月22日

甲

徳島県吉野川市鴨島町鴨島115番地1

吉野川市

吉野川市長

原井 敬

乙

兵庫県神戸市西区曙町1070

社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団

総合リハビリテーションセンター

福祉のまちづくり研究所

所 長

陳 隆 明

丙

徳島県吉野川市鴨島町252番地1

吉野川市総合型地域スポーツクラブ

おえっこスポーツクラブ

会 長

渡部 圓 博